

「平成 18 年度税制改正に関する要望」実現状況

大阪商工会議所

【実現項目】

1. 情報基盤強化税制の創設（2 年間）

IT 投資促進税制を廃止する一方、情報セキュリティ対策等の情報基盤強化のための投資額の 10% の税額控除または 50% の特別償却ができる「情報基盤強化税制」を創設（適用期限：平成 20 年 3 月 31 日）。控除限度額は法人税額の 20%。控除限度超過額は 1 年間の繰越ができる。なお、資本金 1 億円以下の法人については、リースも対象（控除額：リース総額 × 60% × 10%）。

2. 研究開発減税の増加額に対する税額控除割合上乗せ措置の創設（2 年間）

試験研究費総額の一定割合を税額控除できる研究開発減税について、現行の上乗せ措置（大企業：2%、中小企業：3%）を廃止するとともに、増加試験研究費の特別税額控除制度と統合して、前年度より増加した部分について 5% 上乗せする措置を創設（控除割合：現行 10~12% 改正案 8~10%+増加額の 5%、適用期限：平成 20 年 3 月 31 日）。なお、中小企業は、中小企業技術基盤強化税制を改正（控除割合：現行 15% 改正案 12% + 増加額の 5%）。

3. 同族会社の留保金課税の見直し

同族会社が一定以上の内部留保を行った場合に法人税とは別に課税される「同族会社の留保金課税」について、同族会社の対象範囲を狭めるとともに、留保控除額の基準額を引き上げる。

また、大綱では、今般の制度改正の効果、会社法施行後の事業形態の選択の状況、今後の抜本的な税制改革に伴う税率構造の変化、法人経費の更なる適正化のあり方等を踏まえ、今後とも検討を行う旨を明記。

同族会社の対象範囲の改正

同族会社の範囲を現行の同族関係者 3 グループで総株式の 50% 超保有する場合から、同族関係者 1 グループで総株式の 50% 超保有する場合に改正。

留保控除額の改正

- ・ 所得基準：所得等 × 50%（但し大企業は 40%、現行：35%）
- ・ 定額基準：2000 万円 / 年（現行：1500 万円 / 年）
- ・ 自己資本比率基準（新設）

自己資本比率基準を新設し、自己資本比率 30% 到達までの額について留保控除を認める措置を創設（恒久措置）。

< 参考 > 留保金課税額 = {所得等 - (配当等 + 法人税等) - 留保控除額} × 税率

4. 中小企業投資促進税制の拡充・延長（2年間）

設備（機械・装置）等の取得価額の7%の税額控除または30%の特別償却ができる「中小企業投資促進税制」について、対象設備にソフトウェアとデジタル複合機を加えたうえで、適用期限を2年間延長（適用期限：平成20年3月31日）。

5. 土地に関わる登録免許税の軽減措置の延長（2年間）

土地に関わる登録免許税の軽減措置を延長（適用期限：平成20年3月31日）。

	現行	改正案
売買による所有権移転	1%（本則：2%）	1%
所有権の信託登記	0.2%（本則：0.4%）	0.2%

6. 不動産取得税の軽減措置の延長（原則3年間）

課税標準の特例の延長

土地等（商業地・住宅・住宅用地）の課税標準を2分の1に軽減する措置の適用期限を3年間延長（適用期限：平成21年3月31日）。

税率の軽減措置の延長（3年間（非住宅の建物は2年間））

	現行	改正案
土地	3%（本則：4%）	3%（平成21年3月31日まで）
建物（住宅）	3%（本則：4%）	3%（平成21年3月31日まで）
建物（非住宅）	3%（本則：4%）	3.5%（平成20年3月31日まで）

7. 固定資産税の条例減額制度の延長

地方条例で固定資産税負担を軽減できる「条例減額制度（負担水準60%～70%の範囲で減額可能）」の適用期限を3年間延長（適用期限：平成21年3月31日）。

8. 特別土地保有税の非課税措置の延長

土地の保有・取得に対して課税する特別土地保有税（税率：保有1.4%、取得3.0%）の非課税措置の延長等所要の措置を図る。

9. 相続税の物納基準の緩和

譲渡制限株式を除く非上場株式の物納を認めるなど相続税の物納基準を緩和する。また、物納手続きの迅速化（審査期間3ヶ月以内の法定化）を図る。

10. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の延長（2年間）

資本金1億円以下の法人については、取得価額30万円未満の固定資産まで即時償却を認めている「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」の適用期限を2年間延長（適用期限：平成20年3月31日）。ただし、年間合計損金算入限度額を300万円とする。

11. 環境税の導入見送り

今後の検討課題として導入見送り。大綱では、政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する旨を明記。

12. エネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）の延長（2年間）

エネルギーの有効利用に資する設備取得費の7%の税額控除または30%の特別償却ができる「エネルギー需給構造改革投資促進税制」の適用期限を2年間延長（適用期限：平成20年3月31日）。

13. 創業5年以内の中小企業者の欠損金の繰戻し還付制度の不適用除外措置の延長

創業5年以内の中小企業者に対して認められている欠損金の繰戻し還付制度不適用措置の除外措置については、適用期限を2年間延長（適用期限：平成20年3月31日）。

14. 特定資産の圧縮記帳制度の適用期限延長（5年間）

特定資産の圧縮記帳制度の適用期限を5年間延長（適用期限：平成23年12月31日）。

15. PFI税制の延長

PFI法に基づく選定事業者が整備する国立大学法人の校舎等、一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税、都市計画税の軽減措置（2分の1）の適用期限を2年間延長。

16. 税源移譲

< 税率改正案 >

平成19年(度)の所得税・個人住民税から適用し、平成18年度は所得譲与税で移譲。

所得税		個人住民税	
課税所得	税率	課税所得	税率
～195万円以下	5%	一律	10%
195万円超～330万円以下	10%		
330万円超～695万円以下	20%		
695万円超～900万円以下	23%		
900万円超～1,800万円以下	33%		
1,800万円超～	40%		

< ご参考：現行制度 >

所得税		個人住民税	
課税所得	税率	課税所得	税率
～330万円以下	10%	～200万円以下	5%
330万円超～900万円以下	20%	200万円超～700万円以下	10%
900万円超～1,800万円以下	30%	700万円超～	13%
1,800万円超～	37%		

17. 医療制度改革

医療給付費の見通しに基づき目安となる中長期の指標を策定し、実績を検証して見直しを行う。

現行の退職者医療制度を廃止し、平成 20 年度に新たな高齢者医療制度の創設。健診・保健指導の義務付けなど生活習慣病予防を強化。レセプト（診療報酬明細書）のオンライン化（平成 23 年に完全義務化）。後発医薬品の利用促進。第三者評価の推進。

【今後の検討事項とされた項目】

1. 金融所得の一元化

わが国金融市場・証券市場の透明性・効率性の向上、個人投資家の市場参加の促進の重要性を踏まえ、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を進める旨明記。

2. 減価償却制度

償却資産の使用の実態や諸外国の制度を踏まえ、企業の国際競争力や財政への影響に配慮しながら、税制の抜本的改革と合わせ、総合的に見直しを検討する旨明記。

3. 消費税

平成 19 年度を目途に、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。

以 上